

## 土佐町移住・定住支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土佐町補助金交付規則（平成13年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、土佐町移住・定住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 町は、移住・定住促進のためのリフォーム及び新築に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町産材 土佐町内の森林から産出した原木を、土佐町内において建築用製材及び集積材に加工し製品化された木材をいう。
- (2) 木造住宅 土台、柱、梁、桁、小屋組など主要な構造部材のすべてにおいて木材を使用した居住するために新築、増築される1戸建て木造住宅で、使用木材のうち町産材の使用率が70%以上かつ町内の製材所・大工・工務店等を利用して建築する住宅で、不動産登記法（平成16年法律第123号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）上の家屋とし、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定められた構造を有するもので、法令に違反がないものをいう。
- (3) 新築 区画された土地又は現に建築されている建物を撤去した土地に住宅を建築することをいう。
- (4) 増築 既存の建物面積が増えることをいう。
- (5) 事業の完了 建築工事中、町産材の活用が完了した時点とし、構造材の活用完了時及び内外装材の完了時とする。

### (補助対象者及び補助対象経費等)

第4条 補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表1に定めるところによる。

また、町税、使用料、手数料、分担金等、町へ納入すべきもの及び、その他町に対する債務額に滞納を生じている場合には支給しない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築現場位置図
- (2) 住宅の図面(位置図・平面図・立面図・伏図・木材数量計算表等)
- (3) 見積書
- (4) 土佐町産材使用内訳書及び使用確約書(町産材加算の場合のみ)
- (5) 補助金交付申請時のチェック表
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の交付申請があったときは、審査を行い、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)又は土佐町移住・定住支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)を交付する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付目的を達成するため、補助金申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この補助金に係る規則、交付要綱その他法令等に従わなければならないこと。
- (2) この補助金に係る支払についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等、暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の完了後、建築者は建築後10年以上居住する意思があること。
- (5) 補助申請の土地について町長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。

2 補助事業者が、この補助金を他の用途に使用した場合、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、規則、交付要綱若しくはこれに基づく町の処分に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことがある。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号に該当する補助事業の内容の変更が生じた場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）1部を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の新設又は廃止
- (2) 補助事業の場所の変更
- (3) 補助事業の完了年月日の延期
- (4) 補助金額の増額
- (5) 補助金額の30%以上の減額

(事業の変更の承認)

第10条 町長は、前条の変更承認申請があったときは、審査を行い、その適否を補助金変更承認通知書（様式第5号）により通知する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、実績報告書（様式第6号）1部を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、支払うべき金額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）を当該補助事業者に交付するものとする。ただし、交付決定額と確定額とが同額である場合は、この限りでない。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、土佐町移住・定住支援事業費補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又は当該決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助目的として包含できる補助目的に合致する活用ができなくなったとき(町長が特にやむを得ないと認めた場合を除く。)
- (5) 別表第1に掲げるいずれかに該当するとき。

(情報公開)

第15条 補助事業に関して、土佐町情報公開条例(平成13年条例第16号。以下「条例」という。)に基づく開示請求があった場合には、条例第7条に規定する不開示情報以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第8条、第14条関係）

- 1 暴力団（土佐町暴力団排除条例（平成23年条例第3号。以下「町暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表1（第2条関係）

事業名	補助対象者	補助対象者費	補助金の額
移住・定住促進のためのリフォーム事業	<p>(1) 土佐町に住所を有するもの。</p> <p>(2) 夫婦ともに39歳以下の世帯又は18歳未満の子がいる世帯の者が町内に住居のリフォームを行うもの。</p> <p>(3) 事業費が500万円以上のもの。</p> <p>(4) 下記のいずれかに該当するもの</p> <p>ア：築20年以上の住居のリフォームを行う場合</p> <p>イ：町内に移住し、親世帯と同居するために住居のリフォームを行う場合</p> <p>ウ：結婚を機（概ね1年以内）に、住居の必要なリフォームを行う場合（夫婦どちらかが新たにリフォームを行おうとする住居に引っ越してくる場合に限る）</p> <p>エ：出産を機（概ね1年以内）に複数の子どもがいることになったために住居の必要なリフォームを行う場合</p> <p>(4) その他町長が認めるもの。</p>		<p>(1) 増築を伴うリフォーム 補助対象経費の1/2(千円未満切捨て)、1件につき100万円を上限とする。 ただし、木造住宅については、町産材の使用量に応じて増額し、100,000/㎡上限100万円(10㎡を限度)加算する。2㎡未満は対象としない</p> <p>(2) 増築を伴わないリフォーム 補助対象経費の1/2(千円未満切捨て)、1件につき100万円を上限とする。</p>
移住・定住促進のための新築事業	<p>(1) 土佐町に住所を有する者。</p> <p>(2) 夫婦ともに39歳以下の世帯又は18歳未満の子がいる世帯の者が町内に住居の新築を行うもの。</p> <p>(3) 事業費が1,000万円以上のもの。</p> <p>(4) その他町長が認めるもの。</p>		<p>(1) 住居の新築 補助対象経費の1/3(千円未満切捨て)、1件につき200万円を上限とする。 ただし、木造住宅については町産材の使用量に応じて増額し、100,000/㎡上限200万円(20㎡を限度)加算する。7㎡未満は対象としない。</p>

※空き家対策総合支援事業補助金（国費）及び高知県住宅耐震化促進事業費補助金（県費）の対象となる事業は除く